

令和3年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

令和3年9月1日（水曜日）

議事日程 第1号

令和3年9月1日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 報告第 2号 令和2年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 7 報告第 3号 令和2年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 8 報告第 4号 令和2年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 9 認定第 1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 3号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 4号 令和2年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 5号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 6号 令和2年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 認定第 7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定について
- 日程第16 報告第 5号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第17 報告第 6号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第18 議案第45号 令和2年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第19 議案第46号 令和2年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第20 議案第47号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第48号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第49号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第50号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第51号 令和3年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 2 5 議案第 5 2 号 令和 3 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 6 議案第 5 3 号 令和 3 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 7 議案第 5 4 号 令和 3 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 8 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について
日程第 2 9 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 0 意見第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	石内國雄君	8番	高橋茂樹君
9番	浅見武志君	10番	久保留美子君
11番	宇津木治宣君	12番	備前島久仁子君
13番	三友美恵子君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	萩原保宏君
企画課長	大堀泰弘君	税務課長	丸山智志君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	中野利宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	舛田昌子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
--------	-----	------------	-----

○議長挨拶

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。

令和3年玉村町議会第3回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和3年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中、ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は、決算議会とも言うべき令和2年度の一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案等を審議する重要な議会であります。令和2年度予算が目的どおり適正かつ効率的に執行されたか慎重な審議がなされることを願うところであります。また、条例の改正、令和3年度補正予算などの重要な議案も後ほど町から提案されます。議員各位には、住民の負託を受けた議会議員としてあらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いするものであります。

さらに、今定例会には、5名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。議員並びに町長をはじめ、執行各位には体調には十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（三友美恵子君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。6月から8月までの監査、検査の報告は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（三友美恵子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、11番宇津木治宣議員、12番備前島久仁子議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（三友美恵子君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月25日に議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） おはようございます。それでは、報告申し上げます。

令和3年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月25日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月14日までの14日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、令和2年度決算に関する報告5件及び認定7件並びに条例の一部改正や令和3年度補正予算に関する議案等13件の計25議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。

次に、陳情の付託を行います。

続いて、町長より報告第2号から報告第4号までの3件について一括報告があります。

次に、認定第1号から認定第7号までの7議案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行います。決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。

次に、報告第5号及び報告第6号の2件について、一括報告及び監査委員の審査意見報告があります。

次に、議案第45号及び議案第46号について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第47号及び議案第48号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第49号から議案第54号までの6議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第55号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、同意第3号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

最後に、意見第2号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は5人です。本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程3日目は、休会とします。

日程４日目と５日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程６日目は、総務経済常任委員会を開催します。

日程７日目は、民生文教常任委員会を開催します。

日程８日目は、休会とします。

日程９日目及び日程１０日目は、決算特別委員会を開催します。

日程１１日目と１２日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程１３日目は、事務整理のため休会とします。

日程１４日目は、最終日となります。午前１１時より議会運営委員会を開催し、午後１時３０分より全員協議会を開催します。

その後、本議会を午後２時３０分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、決算特別委員会に付託された認定第１号から認定第７号までの７議案の審査結果について委員長の報告があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和３年玉村町議会第３回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から９月１４日までの１４日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から９月１４日までの１４日間とすることに決定いたしました。



○日程第４ 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第４、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

月田均総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 月田 均君登壇〕

◇総務経済常任委員長（月田 均君） おはようございます。総務経済常任委員会所管事務調査報告。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第７７条の規定により報告します。

日時、令和３年８月５日木曜日、午前９時から９時４８分。

場所、全員協議会室。

本委員会は、8月5日、委員全員参加の下、所管する都市建設課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、文化センター周辺まちづくり事業の現状と今後について。

調査経過、都市建設課からの説明。概要が1ページから2ページに書いてありますので、読み上げます。玉村町は、周辺都市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市に囲まれた場所であり、周辺都市のベッドタウンとしての人口が増加したが、平成17年をピークにその後人口が減少している。また、人口減少の要因を突き止めるべく、転出者についてアンケート調査を実施し、転出する要因について、玉村町に家を建てて住みたいが、家を建てる土地がないことが大きな要因の一つであることから、定住人口促進事業として、文化センター周辺地区を整備した。

この玉村町文化センター周辺地区については、玉村町の中央に位置し、東毛広域幹線道路の整備により交通利便性に恵まれた地域になっている。これら立地条件を生かし、土地区画整理事業により全236区画の新規住宅地を造成し、そのうち30区画については玉村町不動産業者協同組合を仲介して販売し、残り206区画については販売事業者のトヨタウッドユーホームが販売する。

区画整理区域内及び隣接した既存住宅地街において、平成27年から令和元年度にかけて、都市再生整備計画事業を活用し、一体的に良好で高質な住環境を創出するための整備を行った。主に区画整理地区内の歩道、歩行者専用道路のインターロッキングブロック舗装や交通広場の整備、既存住宅街内の車道部の石畳舗装を実施した。インターロッキングブロック舗装は、新規住宅地の分譲と合わせ、景観にも配慮し、歩きたくなる空間を創出し、配色についても町の花であるバラをイメージした配色となっている。また、文化交流の拠点でもある文化センターへと導く導線の役割を果たしている。

次ページ以降、南福島自治会の発足、文化センター周辺まちづくりの事業の経過、事業費、整備方針、概要図を載せましたので、御覧ください。

続いて、考察です。最終ページを御覧ください。考察。今回文化センター周辺まちづくり事業の現状と今後について都市建設課から説明を受けた。この事業は、町の定住人口促進事業として開始されたもので、平成27年度から造成工事が開始され、土地区画整理事業により236区画の新規住宅を造成するもので、現在全236区画の約60%の区画が販売され、住民比率は町内移住40%、転入移住60%となっている。この土地区画整理事業は、令和3年9月17日に換地処分公告をし、事業完了となる。この新しい住宅は、安心、安全できれいな町並みを形成しており、快適な住環境を考慮したもので、販売も計画に沿って進んでいる。今後住宅の販売促進、さらなる定住人口の増加に努めてほしい。

また、令和3年度より南福島自治会が発足し、行政運営を行っている。新しい自治組織が町の活性化に寄与することも期待したい。

ところで、文化センター周辺土地区画整理事業における税収効果については、文化センター周辺土

地区画整理事業収支計算書によると、事業費の収入と収支の差6億3,940万円の赤字である。しかし、今後人が移り住むことによる住民税、固定資産税及び都市計画税の増加を考慮すると今後町の財政に貢献するものと思われる。さらなるまちづくりの発展を期待したい。

以上、所管事務調査報告といたします。終わります。

◇議長（三友美恵子君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

原利幸民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 原 利幸君登壇〕

◇民生文教常任委員長（原 利幸君） それでは、民生文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和3年8月4日水曜、午後1時30分から午後2時37分。

場所、全員協議会室。

本委員会は、8月4日、委員全員参加の下、所管する健康福祉課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、感染症対策の現状と今後について、健康福祉課。

調査経過です。健康福祉課からの説明。

感染症対策の現状と今後について。最初に、新型コロナウイルスの感染症発生から現在の流れというところで、四角で囲ってありますが、体制・組織づくり、それから広報・周知、次に県の対応、備蓄の内容、配布した実績、ワクチン関係と、それぞれの項目ごとに時系列で今までやってきたことが説明してありますので、後でご確認ください。

感染症対策の現状と課題について。ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型コロナウイルス感染症による健康被害や社会、経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。感染症が確認された当初は、ワクチン接種が開始されるまでは国からの情報を基に感染症関係の情報を周知し、新型コロナウイルス感染症にかからないように注意喚起を行った。ワクチンが供給されてからは、ワクチン管理をしつつ、接種体制の拡大、充実を図った。

また、町としてはワクチンの安定供給が現在の課題であり、供給量に応じた接種機会の提供などの対応をしている状況である。ワクチン接種の接種状況においては、高齢者は2回目接種が7割以上にも達しているが、若年層の接種を進める中で接種率を今後どの程度見込めるのかが不明であり、課題の1つである。国としては、自治体を通して希望する国民へのワクチンの安定供給、接種機会を図るとともに、国内のワクチン開発支援、現在の治療薬以外の開発支援が最優先課題と言われる。

今後の対応・対策として、現在新型コロナウイルス感染症の感染力の非常に強いインド由来の変異株、デルタ株による感染が若年層を中心に、全国に急速拡大している。県内でも同様に7月中旬より

感染拡大が続いており、陽性者の感染経路は不明及び家庭内、職場内での感染の割合が非常に多くなっている。

感染拡大を食い止める方法としては、ワクチン接種のほかにマスクの着用、手洗い、少人数、短時間での集まり、換気などの徹底とともに、感染防止対策が重要とされている。今後未知の感染症が流行したとしても、今まで同様に海外や国の動向を見ながら県との調整をし、また発生状況を踏まえて地域の医療提供や感染対策について柔軟に対応する必要があることから、県内の発生段階の移行は必要に応じて国と協議の上で県が判断し、それに伴った町の対応、対策を講じる必要がある。

感染症対策の基本的な備えは、必要物品の備蓄とアンテナを高くした情報発信、情報共有を行うことである。また、今回の新型コロナウイルス感染症のような新型感染症の感染拡大防止のためには、日頃から感染対策が重要であるとともに、現在ではワクチン接種を推進することが感染拡大の防止、重症化の予防、医療機関の医療体制逼迫の回避にもつながると思われるので、引き続きワクチン接種の普及啓発に努めていきたいということでした。

考察です。役場内の体制、組織づくり、住民に対する広報、周知、県との連携や情報共有、必要な物品とその配布、ワクチン接種の体制づくりなど、時系列で具体的な説明を受けた。

状況の変化に合わせ前例のない対応を続けていくためには、多くの困難があったであろうと想像できる。現状大きな破綻もさもなく、新型コロナウイルス感染症に対応できていると考える。今後も関係各所、対策係に期待したい。ただし、新型コロナウイルス感染症はさらに感染拡大を続けている。どこにピークがあるのか見当もつかない状況である。さらに気を引き締め、対策に当たることを望んでおります。

以上、所管事務調査報告とします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（三友美恵子君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和3年9月1日

玉村町議会第3回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
2	3. 8. 20	日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出を求める陳情書	佐波郡玉村町樋越100-3 新日本婦人の会 群馬県玉村班 班長 関口 智恵子	総務経済 常任委員会



○日程第6 報告第2号 令和2年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第7 報告第3号 令和2年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第8 報告第4号 令和2年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（三友美恵子君） 日程第6、報告第2号 令和2年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第8、報告第4号 令和2年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についての決算報告が提出されました。

これより公社及び財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和3年玉村町議会第3回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今年の夏は、1年延期された東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されていますが、新型コロナウイルス変異株による感染が全国で急拡大し、東京などの緊急事態宣言が続く中、群馬県においても8月20日から緊急事態宣言が発令されました。県内では、5日連続で300人を超える感染者が確認されるなど、若い世代の感染と感染経路不明者が急増しており、大変憂慮をしております。

本町におきましても、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふるさとまつりや花火大会といった夏の恒例行事につきまして中止が相次ぎ、不要不急の外出も自粛する2年目の夏となりました。町民の皆様には、改めて感染防止対策の徹底をお願いするとともに、効果が明らかなワクチン接種を積極的にお願いしたいと思います。

さて、本日、令和3年玉村町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、ご参会いただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月14日までの14日間、25の案件につきまして提案させていただき、ご審議をお願い申し上げます。誠心誠意議論を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、慎重にご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また、令和2年度決算認定につきましても、会計別に執行いたしましたので、それぞれご認定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告に入らせていただきます。説明申し上げます。玉村町土地開発公社理事長より令和3年5月31日付で、令和2年度玉村町土地開発公社決算書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。令和2年度の主な業務は、分譲済みの東部工業団地西地区において企業立地のための支援を行いました。

令和2年度決算は、収益的収支におきましては、受取利息等による収入7万2,930円、一般管理費による支出17万3,090円となり、差引き10万160円の損失を計上いたしました。これにより、繰越準備金は9,264万7,800円となっております。

また、資本的収支はありませんでした。

事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び付属明細表のとおりでございます。

次に、報告第3号 令和2年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より令和3年5月14日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計が5,526万1,721円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。

また、補助金について、令和2年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4,651万8,880円とし、既に交付した5,300万円から財団の繰越金相当額である648万1,120円の返還を受けました。

令和2年度も町の芸術及び文化の振興と発展に寄与することを目的に各種事業が行われ、当初は22事業を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による文化センターの閉館措置等の影響により、自主鑑賞事業5事業、共催鑑賞事業1事業、助成事業1事業、町民参加事業1事業、地域協働事業3事業、5種、合計11事業となりました。

なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

次に、報告第4号 令和2年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計が6,082万5,904円、支出合計が6,225万5,397円であり、収支差額は142万9,493円の単年度赤字でございます。これは、農業機械銀行事業における機械の減価償却費等によるものです。

公社事業につきましては、群馬県農業公社から農地中間管理事業の窓口業務を受託して、引き続き担い手への農地集積を進めることができました。また、農業機械銀行事業では、作業受託、農業機械の貸出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。そして、WCS（ホールクローブサイレージ）事業におきましては、作付面積は昨年より若干減ったものの、県内各地の畜産農家に販売し、農家所得の向上に寄与することができました。

そのほか事業の詳細につきましては、別紙事業報告書のとおりでございます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で日程第6、報告第2号から日程第8、報告第4号までの公社及び財団に関する3件の決算報告を終了いたします。



○日程第 9 認定第1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第10 認定第2号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第11 認定第3号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第12 認定第4号 令和2年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第13 認定第5号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第14 認定第6号 令和2年度玉村町水道事業会計決算認定について

○日程第15 認定第7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定について

◇議長（三友美恵子君） 次に、日程第9、認定第1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、認定第7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの7議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、認定第1号から日程第15、認定第7号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 認定第1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要でございますが、歳入総額159億847万2,095円に対し、歳出総額は

150億590万8,408円となり、歳入から歳出を引いた形式収支は9億256万3,687円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が7,072万5,458円ありましたので、実質収支は8億3,183万8,229円の黒字となり、さらにここから4億2,000万円を財政調整基金へ積立てしましたので、残り4億1,183万8,229円につきましては翌年度へ繰り越すこととさせていただきました。

令和2年度決算の大きな特徴といたしましては、新型コロナウイルス感染症が蔓延する未曾有の状況の中、国の国民1人当たり10万円の特別定額給付金をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した様々な町独自の施策の実施により、歳入歳出ともに過去最大となる決算規模となりました。

歳入では、その根幹をなす町税収入がコロナ禍で影響を受けた法人町民税を除く全ての税目で増収となり、町税全体で1.6%増となるほか、地方交付税が10.8%増、地方消費税交付金が22.9%増になるなど、各種交付金全体でも9.5%増となりました。

分担金及び負担金は、幼児教育・保育無償化制度の影響等により、34.9%減、使用料及び手数料は幼児教育・保育無償化制度のほか、コロナ禍での休館に伴う公共施設の使用料の減少等により、13.5%減となりました。

国、県支出金では、国の特別定額給付金をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により、223.9%の増と、大幅な増加となりました。

財産収入では、文化センター周辺地区土地区画整理事業の土地売却収入の減少となり、71.3%減となりました。

また、寄附金ではふるさと納税の増加により、22.2%増になるとともに、町債ではコロナ禍に伴う減収を補填するため、新たに減収補填債を借り入れたことなどにより、4.6%増となりました。

繰入金では、文化センター周辺土地区画整理事業に係る宅地造成事業特別会計終了に伴う土地売却収入の減少により、27.5%減となりましたが、財政調整基金から3億5,000万円を繰入れ、歳入総額では36.7%の増となりました。

次に、歳出では、目的別に見ると、議会費、土木費、消防費、公債費が減少し、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工労働費、教育費が増加しました。また、性質別では、物件費、公債費、積立金、繰出金、投資的経費が減少し、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等が増加しました。

歳出総額では、文化センター周辺土地区画整理事業の事業費の減少や水防センター建設終了などの減少要因はあったものの、コロナ禍に伴う国民1人当たり10万円の特別定額給付金をはじめ、子育て世代や小規模事業者等を中心とした支援、児童生徒1人当たり1台のタブレット端末整備、プレミアム付商品券発行や住宅等リフォーム支援などの緊急経済対策のほか、新規民間保育所の誘致やクリーンセンター長寿命化などにより、前年度に比べ36.5%の増となりました。

なお、地方債現在高につきましては、前年度末から2億2,726万4,000円減少し、令和2年

度末では94億1,587万4,000円となりました。

一方、財政調整基金現在高につきましては、令和元年度の決算剰余金3億3,000万円と令和2年度中に発生した利子9万5,000円を積み立て、令和2年度の財源不足を補うため、3億5,000万円の取崩しを行った結果、前年度末から1,990万5,000円減少し、令和2年度末では16億8,296万6,000円となりました。

また、財政力指数につきましては、前年度と同様の0.77となりましたが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90.9%となって、前年度に比べ3.9ポイント改善するとともに、公債費負担比率につきましても0.6ポイント改善し、9.8%になるなど、これら財政指標においては改善傾向が継続し、財政健全化に向けた取組効果が得られる結果となりました。

以上、本町では、今後においても財政健全化の取組を堅持しながら、新型コロナウイルス感染症という直面する喫緊の課題への対応とコロナ収束後の新しい未来を見据えた魅力あるまちづくりを推し進めるとともに、引き続き町民生活や地域経済回復のため後押しを最優先に、いかなる状況下にあっても行政サービスの低下を招くことのない健全で持続可能な財政運営に努めていきたいと考えております。

次に、認定第2号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額36億2,448万5,000円に対し、歳出決算額は34億8,269万875円となりました。これにより、実質収支額が1億4,179万4,125円となり、翌年度へ繰越いたしました。

なお、令和元年度の繰越金が1億4,686万2,682円であったため、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は506万8,557円の赤字となりました。

歳入の主なものですが、国民健康保険税は8億11万7,374円で、加入者が減少したことなどにより、前年よりも1,650万円程度減収となりました。

現年分の収納率は96.6%で、前年度よりも0.57%下降し、全体収納率は91.15%で、前年よりも0.41%上昇しました。

国支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、所得が減少した世帯に対し、税の減免を実施したことによる減収分に対する補助金として357万1,000円、県支出金は医療費に係る補助金として、普通交付金が23億2,036万9,138円でありました。また、特定健診やジェネリック医薬品の普及推進、エイズ予防など町の取組に対する補助金として特別交付金が8,242万1,000円で行いました。

一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など2億3,030万5,795円が繰り入れられています。

次に、歳出ですが、保険給付費の支払いが一般被保険者分、退職被保険者分を合わせて23億5,087万2,860円で行います。

広域化に伴い、県へ納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付金分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせ、10億6,331万5,077円でございます。

保健事業では、被保険者の健康の保持増進のため、生活習慣病などの予防を主眼に、特定健診や人間ドックなどを実施し、3,214万933円の支出を行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う集団検診の日程を大幅に変更したことや、人間ドックを含め、健診自体を見合わせた方が多く見られたこともあり、特定健診の受診率は40%程度にとどまることが見込まれます。特定健診に関しましては、慢性疾患の早期発見や重症化予防などの観点から、非常に重要なものと認識しておりますので、制度の周知徹底や未受診者への受診勧奨を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、歳入の確保と医療費の適正化をより一層推進し、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

次に、認定第3号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額3億3,472万5,664円に対し、歳出決算額は3億3,297万7,796円となりました。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は2億5,295万5,018円で、収納率は99.7%であります。一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として6,742万585円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として保険料納付金2億5,277万2,218円と、保険基盤安定拠出金6,254万9,585円であります。

実質収支差額については174万7,868円で、翌年度へ繰り越しました。

今後も、後期高齢者医療制度についてご理解いただけるよう、きめ細やかな対応を行い、円滑な制度運営を図ってまいります。

次に、認定第4号 令和2年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額28億2,348万2,773円に対し、歳出決算額は25億8,370万256円となりました。実質収支額は2億3,978万2,517円となり、同額を翌年度へ繰り越しました。

歳入の主なものですが、第1号被保険者の介護保険料収入が7億6,446万940円であり、被保険者の増加等に伴い、約1,000万円の増収となりました。滞納繰越分を含めた収納率は、99.5%でございます。

なお、第1号被保険者のうち低所得者の方に対しては、消費税による公費を投入した介護保険料とさらなる軽減措置が取られ、その介護保険料の減収分は国、県、町で負担いたしました。

また、国支出金については、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、その用途を、使い道ですね、介護予防・重度化防止に係る取組に限定した介護保険保険者努力支援交付金が新たに

創設され、380万6,000円が交付されました。これにより、地域支援事業費の介護保険料負担が軽減されました。

次に、歳出の主なものですが、最も多くを占めているのが保険給付費の22億5,322万7,622円であり、前年度より約7,500万円増となりました。

また、地域支援事業費については、1億2,814万9,663円となっております。

介護保険基金についてですが、令和元年度の実質収支額の2億3,978万2,517円のうち、1億5,000万円を積み立てました。

今後も、介護予防・重度化防止施策の推進、適正な介護給付、保険料収納の強化等に取り組み、安定的な制度の維持、運営に努めてまいります。

次に、認定第5号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入歳出決算額ともに341万576円となりました。

本事業は、介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、令和2年度で15年が経過したところであります。今後も、高齢化が進行するのに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

また、平成27年度の途中から総合事業へ移行したことに伴い、総合事業の対象者への介護予防ケアマネジメントの作成についても、同様に努めてまいります。

次に、認定第6号 令和2年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億8,903万1,742円で、内訳は給水収益等の営業収益が5億6,121万5,120円、営業外収益が2,781万6,622円でございます。

一方、支出総額は4億9,091万6,490円で、内訳は営業費用が4億5,822万2,317円、企業債利子などの営業外費用が3,234万5,643円、過年度損益修正損及び過年度還付金等の特別損失が34万8,530円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は2億3,222万5,852円で、内訳は企業債が2億2,500万円、前橋市との連絡管整備事業に係る一般会計からの他会計補助金が209万円、負担金が54万2,852円、国の水道管路緊急改善事業に係る補助金が459万3,000円でございます。

一方、支出総額は4億1,679万4,325円で、内訳は建設改良費が2億7,546万7,800円、水道メーター等の固定資産購入費が232万750円、企業債償還金が1億3,900万5,775円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億8,456万8,473円につきましては、当年度分損益

勘定留保資金1億1,457万7,989円及び、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,007万4,374円並びに減債積立金2,442万7,786円、建設改良積立金2,548万8,324円で補填いたしました。

引き続き、安心、安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費削減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

認定第7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は7億9,453万3,919円で、内訳は下水道使用料等の営業収益が3億2,372万3,370円、一般会計繰入金等の営業外収益が4億6,551万988円、令和元年度決算に伴う消費税還付金の特別利益が530万451円でございます。

一方、支出総額は7億1,416万3,984円で、内訳は営業費用が6億10万739円、企業債利子などの営業外費用が1億1,356万8,155円、特別損失が49万5,090円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は8億577万9,051円で、内訳は企業債が5億3,540万円、他会計補助金が6,175万6,000円、国及び県からの補助金が1億7,900万円、下水道事業受益者負担金等の負担金が2,962万3,051円でございます。

一方、支出総額は10億6,368万7,394円で、内訳は管渠築造工事費等の建設改良費が5億9,139万9,966円、固定資産購入費が817万3,800円、企業債償還金が4億6,411万3,628円でございます。

なお、資本的収入において不足した2億5,790万8,343円につきましては、引継金1,191万1,732円、引継未収金2,564万2,475円、当年度分消費税資本的収支調整額788万6,368円及び当年度分損益勘定留保資金2億1,246万7,768円で補填いたしました。

今後も、計画的に整備を進め、収入の確保に努めるとともに、効率的な事業運営を図ってまいります。

以上が、令和2年度の一般会計をはじめとする各特別会計の歳入歳出決算の概要でございますが、去る7月13日から7月30日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたくご提案申し上げます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただきますので、御覧いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

認定第1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君登壇〕

◇総務課長（萩原保宏君） それでは、令和2年度玉村町一般会計・特別会計・公営企業会計歳入歳出決算及び基金運用状況についての監査委員の審査意見書について朗読させていただきます。

2ページをお開きください。第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法、こちらは記載のとおりです。割愛をさせていただきます。

3ページをお開きください。中頃、第4、審査の結果です。こちら3ページから8ページ中段まで記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

18ページ下段を御覧ください。第5、審査の意見です。1、総括意見、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況については、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は以下のとおりである。

(1)、主要事業と成果等。令和2年度決算における主要事業と成果等については、提出された説明資料に基づき、各課担当者より説明を求めた結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止を余儀なくされた事業もあったが、実施された主要事業はおおむね適切に実施されており、一定の成果を上げていると認められた。

今後とも最少の経費で最大の成果が得られるよう、合理的かつ効果的な事業運営に取り組みたい。

19ページをお願いいたします。(2)、前年度指摘事項の措置状況。令和2年度に実施した定期監査、随時監査、例月出納検査、財政援助団体等監査、決算審査の際の意見や指摘事項に対し必要な措置が講じられたかどうかについて、提出された令和2年度措置状況調書により確認した結果、おおむね適切な措置が講じられているものと認められた。

(3)、委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理。契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事の施工状況、各種負担金の根拠、財産（土地・建物）の取得、処分や貸付け、借入れの状況等については、提出された令和2年度玉村町歳入歳出決算審査調書に基づき確認した結果、委託業務や工事の契約内容、施工時期及び財産の管理等の状況はおおむね適切であると認められた。

法令外負担金についても、おおむね適正な支出であると認められた。今後も負担金額の算出根拠や支出先の団体の活動を把握し、例年どおりの支出ではなく、その必要性を検討されたい。

(4)、補助金及び交付金。各種団体の補助金等による事業の実施状況については、提出された令和2年度決算補助金等実績報告書に基づき確認を行った。

各種団体の事業実施状況はおおむね良好であり、補助金の必要性、有効性、支出の時期及び額等は

おおむね適切であると認められた。しかしながら、一部の補助金に関する事務処理については、留意すべき事項も認められた。以下に記載する2つの事項については、改善を求めるものとする。

①、社会福祉法人玉村町社会福祉協議会へ支出した社会福祉協議会補助金（決算額2,756万円）は、主として事務局職員の人件費に対する補助であり、補助事業等実績報告書に記載された人件費の内訳は、会長報酬、正職員4名の給与、諸手当、退職掛金、非常勤職員1名の賃金及び正職員、非常勤職員の法定福利費で、その合計は2,690万4,000円となっている。

本補助金について、支出の事務面においては適正に事務処理がされていた。しかしながら、健康福祉課では本補助金の補助対象である社協職員の人件費に関して、給与体系等人件費積算の根拠を把握しておらず、補助金額についての精査がされていなかった。今後は、町が社会福祉法人に対して補助金を支出する際の根拠である社会福祉法第58条や、手続等について必要な事項を定めた玉村町社会福祉法人の助成に関する条例の規定に基づき、社会福祉協議会に対して必要な報告を徴し、または書類の提出を求めるなどして、補助対象経費を適切に把握し、本補助金の適正な執行管理に努められたい。

②、老人クラブ（長寿会）活動助成事業の補助金は、各支部の会員の規模に応じて補助金額が算定されている。しかしながら、健康福祉課では本補助金の交付に際して、交付金額算定の基礎となる会員数の確認作業を行っていなかった。今後は、会員数について名簿等により確認を行い、本補助金の交付事務の適正化を図られたい。

以上、町が支出する補助金は、その財源の多くが町民の貴重な税金で賄われていることを改めて認識し、補助金の使途や収支の確認に留意することで、透明性の高い補助金交付事務に当たられたい。

なお、補助金の交付事務に関しては、昨年度の決算審査における監査委員からの意見を受け、令和2年度に補助対象経費に関する具体的な取扱いが定められている。この取扱いについては、補助金交付事務の適正化に資するものであるから、今後も繰り返し職員に対して周知し、徹底することとされたい。

(5)、歳入と歳出の確認。歳入については、提出された令和2年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額等について確認した結果、おおむね適切に処理されていると認められた。

また、不納欠損処分状況等については、令和3年6月28日に随時監査を実施し、不納欠損処分に至るまでの徴収努力並びに事務処理について、おおむね適正に実施されていることを確認した。

歳出については、提出された令和2年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等について確認した結果、おおむね適切に執行されていると認められた。

しかしながら、学校教育課の歳出予算の執行において、業者からの指摘等により発覚した支出漏れが2件、また、誤った債権者に対して支出した支出先誤りが2件あった。これら4件については、全て発覚した時点で令和2年度の出納が閉鎖されていたため、令和3年度の予算から過年度支出として

支出されていた。

これまでも監査等の場において、事務処理の誤りが明らかになった際には、各課に対し再三にわたって軽微な誤りも重大な事故につながりかねない危険な兆候であるとの認識を持ち、事務に臨むよう伝えてきたところであるが、今回このような初歩的かつ重大な事務処理誤りが複数件生じたことは誠に遺憾であり、関係する職員全員に対し猛省を促すものである。

特に、誤った債権者に対して支払いをした支払い先誤りが複数件あったということは、これが担当者個人の問題にとどまるものではなく、決裁時における学校教育課の確認体制及び長からの支出命令を審査する会計課の審査体制についても不備があったことを示しており、果たして組織の内部統制が有効に機能しているのかといった疑念さえ生じさせる深刻な事態である。今後、このようなことが二度と起こらないよう、学校教育課及び会計課においては、今回の件を受けてそれぞれ策定した再発防止策に基づき、正確な事務処理を徹底することとされたい。

不用額については、主な要因は節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものであり、やむを得ないものと認められた。

2、財政分析。実質収支比率10.9%、財政力指数0.77及び公債費負担比率9.8%については、おおむね例年どおりの値で推移した。経常収支比率90.9%については、前年度94.8%を3.9ポイント下回り、4年連続で改善が見られた。依然高率ではあるものの、これまでの財政健全化に向けた取組の効果が示される結果となった。今後も引き続き財政健全化を推進されるよう要望する。

3、一般会計です。前半部分については記載のとおりです。割愛させていただきます。

21ページをお開きください。中段を御覧ください。令和2年度一般会計決算については、おおむね妥当であると認められる。町は、新型コロナウイルス感染症への対応に今まさに直面しているところである。町民生活の安全、安心のため、この緊急的な課題に対して引き続き全力で対応するとともに、今後の玉村町の発展と町民福祉の向上に向けた施策についても、積極的に取り組まれるよう期待する。

4、特別会計です。こちらもそれぞれ前半部分は記載のとおりです。割愛をさせていただきます。

(1)、国民健康保険特別会計。令和2年度国民健康保険特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。国民健康保険事業は、社会保険への加入要件の緩和等により、保険加入者数は減少しているものの、医療の高度化に伴い、1人当たりの医療費は増加傾向にある。今後も財政運営の責任を担う群馬県とともに、効率的な国民健康保険事業の運営に取り組まされたい。

(2)、後期高齢者医療特別会計です。22ページです。令和2年度後期高齢者医療特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。後期高齢者医療保険の年間平均被保険者数は年々増加しており、令和2年度は前年度に比べて109人、2.9%増加した。高齢化の進行により、今後も医療費の増加が見込まれることから、適正な保険給付に努め、引き続き安定的な後期高齢者医療保

険事業の運営に取り組みたい。

(3)、介護保険特別会計。令和2年度介護保険特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。高齢化社会が進むにつれて、要支援、要介護認定者の増加とそれに伴う介護サービスの需要は、より一層高まることが予想される。引き続き、高齢者が可能な限り自宅や住み慣れた地域で自立して生活できるよう、健全な介護保険事業の運営に努められたい。

(4)、介護予防サービス事業特別会計。令和2年度介護予防サービス事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。引き続き、適切な介護予防サービスの事業の運営に取り組みたい。

5、基金の運用状況等です。公有財産、物品、基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、おおむね妥当であると認められた。引き続き適切な管理、運用に取り組みたい。

23ページをお開きください。令和2年度玉村町水道事業会計決算審査結果及び意見です。1、審査対象から24ページにかけての7、審査結果までは記載のとおりです。割愛させていただきます。

8、審査意見です。令和2年度水道事業会計決算については、おおむね妥当であると認められる。有収率については89.3%で、前年度87.6%に比べ1.7ポイント上昇した。収益の向上と水の安定供給のため、引き続きさらなる有収率の向上に努められたい。

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴い、料金収入の減少が見込まれる一方、施設の老朽化に対応するための更新費用は増加が見込まれるなど、厳しさを増している。将来にわたって安定的に事業を継続していけるよう、令和2年度に策定した玉村町水道事業経営戦略に基づく取組を着実にを行い、引き続き健全経営に努められたい。

25ページをお開きください。令和2年度玉村町下水道事業会計決算審査結果及び意見です。1、審査対象から26ページにかけての7、審査結果までは記載のとおりです。割愛させていただきます。

8、審査意見です。本町の下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、経理方法に発生主義、複式簿記を採用する公営企業会計に移行した。移行初年度である令和2年度下水道事業会計決算については、おおむね妥当であると認められる。

町民の生活を支える重要なインフラである下水道事業について、今後公営企業としての企業性が十分発揮され、より一層の整備促進と経営の効率化が図られることを期待する。

次の27ページ以降については、各会計に関する付表になっております。

以上で、監査委員による審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。10時30分まで休憩といたします。

午前10時12分休憩

午前10時30分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑は、議会運営に関する基準（先例）の附則1の規定により、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は款・項の範囲で行うと定められております。したがって、総括質疑は款項の範囲でお願いいたします。

それでは、これより令和2年度の各会計の歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

日程第9、認定第1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 令和2年度における新型コロナウイルス感染症対策に関する歳出の総額が幾らかということと、コロナの影響で令和2年度に実施されなかった事業による金額はどのくらいあったのか、その2点について伺います。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 新井議員の質問にお答えいたします。

令和2年度のコロナ対策経費というご質問ですけれども、定額給付金がまず一番大きな事業でございまして、これが36億4,177万2,000円、このほかの事業としては59事業ございまして、全体の事業費が7億9,145万6,000円でした。

それと、コロナで中止した事業の金額ですけれども、研修会等の中止等を含めまして、3月補正で減額をさせていただきました。金額に直しますと、7,250万円ということでございます。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第10、認定第2号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係

る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和2年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第11、認定第3号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第12、認定第4号 令和2年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和2年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第13、認定第5号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第14、認定第6号 令和2年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和2年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第15、認定第7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに関わる総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、7会計に係る総括質疑を終了いたします。



○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（三友美恵子君） お諮りいたします。

日程第9、認定第1号 令和2年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、認定第7号 令和2年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの7議案につきましては、議会運営に関する基準（先例）第47条に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、認定第1号から日程第15、認定第7号までの7議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第

6条第4項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することと決しました。



○日程第16 報告第5号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第17 報告第6号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（三友美恵子君） 日程第16、報告第5号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第17、報告第6号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより2件の報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 報告第5号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各会計いずれも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率であります。これは過去3年間の平均値で算出するものでございます。平成30年度から令和2年度までの平均値は、標準財政規模の増加等により、前年度と比較して0.2ポイント下降し、4.3%となりました。国で定めた早期健全化比率は25.0%となっておりますので、これを下回り、クリアしております。

最後に、将来負担比率であります。地方債現在高などの将来負担額を基金などの充当可能財源が上回ったため、前年度と同様に数値は算定されませんでした。国で定めた早期健全化基準は、350.0%となっておりますので、これをはるかに下回り、クリアしております。

なお、今回報告いたします健全化判断比率につきましては、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告させていただきます。

次に、報告第6号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本

案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。

資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計ともに黒字決算であり、資金不足が生じていないため、いずれの会計も数値は算定されませんでした。この資金不足比率につきましても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告させていただきます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で日程第16、報告第5号及び日程第17、報告第6号の2件の報告を終了いたします。

日程第16、報告第5号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第17、報告第6号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君登壇〕

◇総務課長（萩原保宏君） それでは、報告第5号、6号のそれぞれの後ろに付されている監査委員の審査意見書を御覧ください。それでは、朗読をさせていただきます。

初めに、令和2年度財政健全化審査意見書です。1、審査の概要。2、審査期間については記載のとおりです。割愛させていただきます。

3、審査の結果です。（1）、総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）、個別意見です。①、実質赤字比率については、令和2年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の13.86%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率については、令和2年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の18.86%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について。令和2年度の実質公債費比率は4.3%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について。令和2年度の将来負担比率は算定されず、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

（3）、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

次は、水道事業会計及び下水道事業会計の経営健全化審査意見書となります。こちらも1、審査の概要、2、審査期間については記載のとおりです。割愛をさせていただきます。

それでは初めに、水道事業会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、（1）、総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。水道事業は、事業の規模4億9,927万8,000円、流動負債8,793万9,000円、流動資産8億7,654万5,000円、剰余金7億8,860万6,000円、標準財政規模比10.4%である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、下水道事業経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。下水道事業は、事業の規模2億9,647万9,000円、流動負債2,206万3,000円、流動資産1億1,642万9,000円、剰余金9,436万6,000円、標準財政規模比1.2%である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上で、監査委員の審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長(三友美恵子君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第18 議案第45号 令和2年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

○日程第19 議案第46号 令和2年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について

◇議長(三友美恵子君) 次に、日程第18、議案第45号 令和2年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について及び日程第19、議案第46号 令和2年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分についての2議案を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美恵子君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第45号及び日程第19、議案第46号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長(石川眞男君) 議案第45号 令和2年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は7,284万3,604円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、減債積立金及び建設改良積立金の取崩しにより生じた4,991万6,110円を加えますと、未処分利益剰余金の合計は1億2,275万9,714円でございます。

内容につきましては、別紙の剰余金処分計算書(案)のとおり処分させていただくもので、企業債償還に充てるための減債積立金として5,284万3,604円、欠損金を埋めるための利益積立金として1,000万円、建設改良積立金として1,000万円をそれぞれ積み立て、資本金として4,991万6,110円を組み入れるものでございます。

次に、議案第46号 令和2年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度下水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は4,834万1,795円ありますが、これを経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。

内容につきましては、別紙の剰余金処分計算書(案)のとおり処分させていただくもので、企業債償還に充てるための減債積立金として2,834万1,795円、欠損金を埋めるための利益積立金として1,000万円、建設改良積立金として1,000万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(三友美恵子君) 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第18、議案第45号 令和2年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(三友美恵子君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長(三友美恵子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(三友美恵子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長(三友美恵子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第46号 令和2年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第20 議案第47号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第20、議案第47号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第47号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、群馬県の最低賃金が引き上げられたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び報酬の見直しを行うものでございます。

既にご承知のとおり、群馬県における令和3年度の最低賃金が10月より837円から865円に引き上げられる見込みです。会計年度任用職員の給与水準については、常勤職員の給料表を基礎とし

て、職務内容や責任、知識、技術等の要素を考慮して定めるべきとされております。玉村町においても、全国的な状況を勘案し、今回の改正で常勤職員の給料表を適用した上で、県の最低賃金の引上げを反映し、適正な給与水準を確保するものでございます。

具体的な改正内容ですが、まず第1条において、今まで会計年度任用職員の給料表を玉村町職員の給与に関する条例別表第1に定める行政職給料表を参考に町独自で定めていたものを、今後は条例別表第1に定める行政職給料表として、職務の級は1級または2級とするものでございます。

続きまして、第2条ではパートタイム会計年度任用職員の期末手当基本額の算出方法について、様々な雇用形態があることから、規則への委任をすることへ改正するものでございます。

今後も、引き続き適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第21 議案第48号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第21、議案第48号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第48号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税の課税免除または不均一課税に関する減収補填制度を規定する省令について、対象施設の設置期限に関する規定の改正に伴い、玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、上位法に定めてある省令の改正によるもので、対象施設の設置期限について同意基本計画の同意の日から起算して「5年内」を同意の日から「令和5年3月31日」までに改正するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第22 議案第49号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第4号）

○日程第23 議案第50号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第24 議案第51号 令和3年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第25 議案第52号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○日程第26 議案第53号 令和3年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）

○日程第27 議案第54号 令和3年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（三友美恵子君） 次に、日程第22、議案第49号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第4号）から日程第27、議案第54号 令和3年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）までの6議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第49号から日程第27、議案第54号までの6議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） それでは、議案第49号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額に2億283万円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億4,693万9,000円とするとともに、債務負担行為の追加及び地方債の変更をするものでございます。

初めに、歳出の主な補正内容でございますが、まず全体といたしましては国の中央最低賃金審議会の答申により、最低賃金の引上げが見込まれることから、本町においても近隣市町村等の状況を踏まえた上で、会計年度任用職員の処遇改善として、人件費総額で900万7,000円の追加をさせていただきました。

次に、総務費では、ご寄附いただいた寄附金の地域福祉基金への積立てや、協働事業である令和2年度岩倉水辺の森プロジェクト補助金の精算金を協働によるまちづくり基金へ積み立てるとともに、都市計画事業基金積立金を減額し、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区の発掘調査報告書作成業務委託に令和3年度の都市計画税を充当するものでございます。

また、上毛新聞社主催の地域の力応援キャンペーンプロジェクトへの協賛を行うものでございます。

次に、民生費では、コロナ禍により経済的負担が重くなっている低所得世帯を引き続き支援するため、児童扶養手当及び就学援助費を受給する子供1人当たり2万円の給付を行うものでございます。

また、前年度の精算に伴う障害者自立支援費や子ども・子育て支援等に係る国、県返還金のほか、サービス利用者の増加に伴う障害児相談支援事業の事業費や老朽化に伴う保育施設等の施設修繕費の

追加等を行うものでございます。

次に、農林水産事業では、道の駅玉村宿駐車場拡張事業を伴う地質調査を行うほか、新規需要米次期作支援事業に不足が生じたため、追加を行うものでございます。

また、田園都市たまむらならではのカントリーエレベーターが竣工から18年経過し、制御盤の更新が必要となったため、更新費用の一部を助成するとともに、農業水利施設である水門3門について、老朽化に伴う補修を行うものでございます。

次に、商工費では、群馬県においても緊急事態宣言が発令され、感染拡大に歯止めがかからない状況にある中、町内事業所が行う新型コロナウイルス感染拡大防止対策を支援するとともに、宣言解除後の緊急経済対策として第2弾のキャッシュレス化推進・消費喚起応援事業を秋頃の実施を目指して追加するものでございます。

次に、土木費では、地元区からの要望等に応えるため、道路補修や道路改良、排水路改修等に事業費の追加を行うほか、町営住宅辰巳団地の屋根、外壁塗装工事や布留坡団地及び八幡団地の4棟について解体工事を行うなど、公共事業の推進により地域経済の活性化を後押しするものでございます。

また、地域の公園等の樹木管理をはじめ、北部公園の井戸設備の修繕を行うほか、浸水想定区域データの地図情報システムへの搭載や申請件数の増加に伴う空き家除却の補助金に追加等を行うものでございます。

次に、消防費では、上陽分団詰所建設事業に伴う旧玉村内科クリニックの解体撤去に必要な経費を追加するものでございます。

次に、教育費では、コロナ禍の今、子供や若者、女性の自殺が深刻な社会問題となっていることから、青少年健全育成を目的に、玉村町ライオンズクラブ様よりいただいた寄附金を活用し、全町立小中学校において「いのちの大切さ」講演会を実施するほか、ぐんま緑の県民基金を活用し、上陽小学校で森林環境教育に取り組むとともに、このたび寄贈いただいた国登録有形文化財、重田家住宅の樹木等の維持管理経費や、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区により発掘された平安時代の水田跡を中心とする高井遺跡発掘調査報告書の作成費用を追加するものでございます。

また、老朽化に伴う学校施設等の施設修繕費や傷みが著しくなった学校給食用汁食器の購入費の追加等を行うものでございます。

以上が主な補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、事業実施に伴う国、県支出金や寄附金、町債をはじめ、前年度繰越金等を予定しております。

なお、債務負担行為の追加でございますが、人事・給与システム構築業務委託につきましては、現在の人事・給与システムの提供が令和4年9月末で終了する旨の申出があったため、新たなシステムを導入する必要があることから、導入業者を選定後、データの移行をはじめ、システムのセットアップやカスタマイズなど、導入に必要な準備作業を進めるものでございます。

玉村小学校放課後児童クラブ運營業務委託につきましては、本年度末の委託期間満了に伴い、新た

に来年度以降の業者選定を行うものでございます。

また、地方債の変更でございますが、町道103号線道路補修事業及び上陽分団詰所建設事業の事業費追加に伴う増額のほか、臨時財政対策債発行可能額の確定による増額でございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容です。

次に、議案第50号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億8,122万4,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳出については、最低賃金改定に伴う会計年度任用職員報酬増額のため、4万5,000円を増額するものです。

次に、歳入につきましては、前年度繰越金を同額の4万5,000円増額するものでございます。

次に、議案第51号 令和3年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,987万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億884万9,000円とするものです。

主な補正内容ですが、まず歳入では前年度繰越金から令和2年度精算に伴う国庫負担金等の返還金、介護保険基金積立金を用意するものでございます。

また、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修費用に対する事業費補助金が見込まれるもののほか、地域支援事業費の増額に伴う国、県支出金、支払基金交付金の増額分、一般会計繰入金の増額分を計上するものでございます。

次に、歳出では、国庫負担金等の令和2年度精算に伴う返還金として、1,863万6,000円及び令和2年度に生じた黒字等のうち1億円を介護保険基金に積み立てるものでございます。

そのほか、介護報酬改定に伴うシステム改修費用や最低賃金改定に伴う職員手当等の調整として、認定調査等費及び地域支援事業費の増額を行うものでございます。

次に、議案第52号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ449万6,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

また、歳出につきましては、最低賃金改定に伴う会計年度任用職員の給料及び退職手当負担金を増額するものでございます。

次に、議案第53号 令和3年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。まず、収益的収支については、収益的支出の予算額を14万3,000円増額し、総額を5億4,537万8,000円と定めるものでございます。

内容は、原水及び浄水費における備用品費の増額で、藤川公園内の水質監視装置用交換部品の購入

費用でございます。

次に、資本的収支についてですが、資本的支出の予定額を1,050万円増額し、総額を3億5,807万7,000円と定めるものでございます。

内容は、人事異動に伴う職員給与費の調整で、本年度増員となった職員分を資本勘定に振り替えるとともに、給料を465万9,000円、手当を281万6,000円、賞与引当金繰入額を67万3,000円、法定福利費を222万円、法定福利費引当金繰入額を13万2,000円、それぞれ増額するものでございます。

次に、議案第54号 令和3年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。まず、業務の予定量についてですが、主要の建設改良事業として定めた管渠整備工事費を5億4,050万円に改めるものでございます。

次に、収益的収支についてですが、収益的支出の予定額を300万円増額し、総額を7億3,191万円と定めるものでございます。

内容については、営業費用のうち管渠費の修繕費を300万円増額するものでございます。

次に、資本的収支についてですが、資本的収入の予定額を1,360万円増額し、総額を7億9,130万円と定めるものでございます。

補正予定額の内訳については、企業債を1,210万円、補助金を150万円、それぞれ増額するものでございます。

一方、資本的支出の予定額については、1,500万円増額し、総額を10億7,371万3,000円と定めるものでございます。

内容は、管渠建設費に関するもので、補償費を2,000万円減額するとともに、工事請負費を3,500万円増額するものでございます。

最後に、企業債についてですが、借入れの限度額を1,210万円増額し、5億5,370万円とするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で、6議案に関する提案説明を終了いたします。

日程第22、議案第49号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 43ページです。土木費の中の道路維持費4,200万円ということで、補正前の額に比べて20%以上増額しています。道路面の傷みについては、凸凹があるとか、水たまりがあるとか、町民の皆さんからいろんな要望を聞きます。その中で、今回この4,200万円の主な内容と、それからその場所を決めるのにどういう基準というか、そんな形で決めているのか、伺いま

す。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

こちらの補修に関しましては、区長要望で出てきたところが中心となります。単独事業になります。

要求している場所が、1つは町道3015号線というところが、場所的にはコレクト運輸さん、飯塚、藤川のところなのですけれども、その3015号、藤川ですかね、住所的には。そちらのところになります。

もう一つが藤川で、藤川公民館のところ、継続的にやっているのですけれども、南から始めていて、追加で藤川公民館、宇津木医院さんのところですかね。

もう一つが宇貫になります。ジュムコさんがあるところの西側になります。こちらが町道1248号線、それから角淵、巽社さんがあるのですけれども、そこが町道1045号線、巽さんの南へ、距離は少ないのですけれども、そこが該当しています。

それから、あと角淵の下之手なのですが、ウシキランバーさんの少し北辺り、これが町道1066号線、それから上茂木の滝川の南なのですけれども、1584号線道路補修、元のナガイスイミングさんの少し西辺りです。

それから、川井へ行きますと、川井の集落内で新玉ゴルフ場へ行くところの手前の道というのですか、南北のほぼ川井の集落のメインの道だと思います。

こちらのところが全体的な候補地なのですけれども、起終点の関係とか、あと舗装のやり方、傷み具合等考えて概算で要求をしています。この中で悪いところ順に行っていくって、できるだけこの4、000万円を有効的に活用していくという考えでいただければと思います。

悪いところというのは、区長さん要望、区長さんの見解、それから町が見た公平性の観点で判断して、こういった今のところこの路線を候補地として挙げております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 区長要望を一番優先して場所を選んでいると、そういうようなお話でした。私のところのすぐ直近でいうと上之手団地の桜並木、あそこ相当傷んでいまして、水たまりがかなりあります。それは、以前にも区長さんを通してたしか提出したこともあるかと思うのですけれども、ほかにもいろいろ数は相当あるのだとは思いますが、道路に対する凸凹の要求というのはかなり町民の要望としてあります。ぜひ限られた予算の中ではありますが、いろんな優先順位を考えていただいて、進めていただきたいなど、こういうふうに思います。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 答え要りませんか。

〔「はい」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 41ページのキャッシュレス化推進の対策事業なのですが、町長も先ほど提案のほうで秋頃ということでしたが、前回やったのと、第2弾ということで内容的に変わるものがあるのか、同じようなプレミアムのつけ方だとか、それから事業者数だとか、それが拡大しているかとか、その辺のところはどうなっていますでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 現状でキャッシュレス化ということで、7月からは事業者といたしますとペイペイさん1社というところで進めさせていただいたところです。

今回予算要求させていただいているものにつきましては、秋以降を目安といたしますと11月以降にできればということでは今進めさせていただいております。その中で、また実施いただく事業者、こちらにつきましても増やすことができないかというところで、事務は進めさせていただいているということです。

内容的には、7月にやらせていただきました決済金額の25%の還元で1回1,000円、上限5,000円というところを軸としまして進めさせていただいている状況でございます。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 続いて、44ページ、45ページのところなのですが、44ページで排水路改修事業というのがありますが、予算が100万円ということで、結構要望等が来ているものでいくと距離数とか、そういうものとなかなか対応はまた難しいのかと思うのですが、その工事の内容だとか、またこの工事については継続していく、持続化していくような方向とか、そういうのもあるかと思うのですが、その辺のところはどうなのかということと、あと同じ45ページには浸水想定区域データ、GISを使ったということで、これが町民の方にどのような影響というか、どのような情報がこれをやることによって得られるのかということ、その2つです。その辺2つをよろしく願います。どうなっていますでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

初めに、44ページの排水路改修事業ですけれども、こちらは傷んだ蓋のところを一部補修する、場所は全て決まっているわけではないですけれども、よく道路横断のところでは蓋が傷みますので、そういった蓋の箇所を直していくということと、あともう一つが上飯島の鯉沢のところなのですけれど

も、鯉沢、大きな水路ですけれども、民地と水路の間が雑木とか除草で大変苦勞しているところもあります。全体的に鯉沢そういうところが多いのですけれども、今回一番ひどいと思われるところのそういった雑木、除草を一度撤去して、民地と水路の間、そこをコンクリートを詰めて、草が生えないようにして維持管理していこうということです。

こういったことも少しずつ行って行って、解決していければと思います。一度に全部水路用地にコンクリするというのは難しい話だと思いますので、ひどい箇所、また区長さんとも協議して、優先順位を決めて少しずつやっていきたいという考えです。

45ページ、こちらにつきましては都市計画法の改正がある予定です。浸水ハザードマップを取り入れた形で都市計画図と重ね合わせるということになります。市街化調整区域の開発許可の厳格化ということで、これから町の意見も踏まえて、群馬県全体的で制限をかけていくということです。いずれにしても、市街化区域や調整区域について、ハザードマップが大字どどこ何番地、これが浸水想定何メートル、3メートルになるのか、4メートルになるのか、そういったところがすぐに分かるような形で求めなければなりませんので、まずはそのレイヤー、重ね合わせ図を作成するという業務です。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 排水路のところの鯉沢のところですか、あそこのところは結構鯉沢周辺にずっと距離が長いと思うのです。100万円、それ全部使うかどうか分かりませんが、工事をやって雑木を切っていくとしても、今回の補正予算でどこまでできるのか。地域の住民の方がずっとそのところをいつも通って見ているところでもありますので、継続的にいつからいつまではここまでやりました、その次はここまでやりましたという形で、ここをやったら次のところをやり始めるまでに数年かかるという話ではなくて、継続的にやっていく必要、予算化していく必要があろうかと思いますので、その辺のところはこれからの検討の課題になるのではないかなと思いますので、そういうものも、例えばそこの周辺の工事をしたときに、住民の方に今回は予算の関係でここだけなのだよと終わりではなくて、今回の予算の関係でここまではできるのですけれども、その次についてはまた予算化させてもらって、こういう工事を漸次こういうふうに進めていきますという住民の方の住宅環境が常に進んでいるのだというような形のものを持っているような説明とか、計画をお願いしたいなと思います。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 答えはいいですか。

都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

今回一応現時点で予定されているところは上飯島交差点のところで、東側になるのですが、具体的に言いますと田口建設さん、石川自動車さんのところの裏辺りを予定しています。以前にも下新田区長さん、もっと上流ですね、そういったところも話ありましたので、少しずつ都市建設課としては財政と協議していきながら、要求して仕上げていけばいいなと考えております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 3項目お聞きします。

まず、8ページ、デジタルサイネージ広告パネルというのがありますけれども、どういったもので、町のメリット、デメリットあれば説明してください。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） では、デジタルサイネージにつきましてお答えをいたします。

デジタルサイネージというのは、電子看板のことでありまして、モニター画面に映像が次々に映し出されまして、見ている人に情報を伝えるものであります。それを今予定しているのは、役場のロビーに設置をする予定であります。

この設置に関しては、町の負担が一切なく、業者が設置をするということであります。なおかつ設置に関して、設置使用料ということで収入が得られるという点と町の情報を流せるという条件で設置をしますので、その辺が町のメリットとなっていると思われまます。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 広告の内容が不適切である危険性もあるので、その辺に関してはどのように考えていますか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 広告につきましては、町の基準があります。特定の政治活動や公序良俗に反するものについては広告として出せないのもので、その辺はその基準に基づいて対応をしたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、次の第2質問なのですが、よろしいですか。45ページに浸水想定区

域、GIS整備って書いてあるのですけれども、具体的にGIS整備というのはどういう内容なのでしょう。

◇議長（三友美恵子君） 何ページですか。

〔「45ページです」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

GISに関しては、税務課のほうで所管はしていると思うのですけれども、こちらで土地の地番とか、地籍とか、そういった情報がデータとして図面と航空写真も含まれていますが、そういったデータの中に入っていると。都市建設課では、よく土地を調べる場合そういった地番とか地籍、それから地目、それから航空写真との重ね合わせ図でいろいろ問合せ等に応じています。今回そのデータにハザードマップをさらに重ねるといふことの委託を考えております。

◇議長（三友美恵子君） 次。月田議員、3回終わりました。3回です。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） ページになりますが、35ページ、障害児の相談支援事業についてお伺いをいたします。

前回説明がありましたときには、270万円増えているわけですが、サービス利用者が増えたということでご説明をいただいているわけですが、そのサービス利用者が人数的に増えたのか、サービス利用が増えたのか、その辺の内容についてお聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えします。

サービス人数のほうが増えています。

◇議長（三友美恵子君） 小林議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 何人増えたか、一緒に言ってもらえるかなと思ったのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 今手元にそこまでの資料ちょっとございませんので、後でお示ししたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ございませんか。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 44ページの先ほどの工事請負費、排水路事業の上の段の道路改良事業の具体的な内容について答えていただきたい。

続いて、48ページの上陽分団詰所の解体工事だと思っておりますけれども、たしかいろんな危険な、備品の中にはいろいろなものがあるので、その辺を考慮して準備をしているのか。

それから、工事期間はどのくらいの日程がかかるのか、お聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

初めに、44ページですけれども、道路改良事業ということで、こちら場所につきましては藤川のたまむらとうふさんに入っていくところですかね、県道から斜め、藤川公園に入っていくところ、その入ってすぐのところ、道路の西側ですけれども、側溝がありませんので、そこに数十メートル側溝を入れるということで、こちら区長さん要望で行う予定です。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 48ページの上陽分団詰所建設事業についてお答えいたします。

こちらにつきましては、内容でございますけれども、既存の建物解体撤去及び中にレントゲンの設備が2台ございますので、そちらを解体撤去するということを見込んでおります。こちら建物のほうにアスベストがかなりの部分使われていたということがありまして、こちらの工事請負費、処分も含めの金額になっておりますので、若干多額の費用を見込まれております。

あとは、中身としましては中のいろいろな備品類、そういったものがまだ残っておりますので、そちらを撤去して運搬すると、あとは家電リサイクル法の対象品もありますので、そちらも適正に処分するための費用を今回計上させていただきました。こちら予算のほうをお認めいただいた後に、年内には何とか解体のほうを終わらせていきたいなというふうに思っております。新年度から建物の建設、もちろん新年度予算を計上した上ででございますけれども、始めて、令和4年度内には全て工事のほうを完了させたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 追加で43ページ、先ほど道路補修事業、課長がいろいろ挙げられましたけれども、先ほどコレクト運輸のところというのは、私が考えてどこのことを指しているのかな、ちょっと確認したいと思うのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋 茂君発言]

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

町道でいいますと、3032号線ということになります。コレクト運輸さんの1本西の道路。

[「川の端ですか」の声あり]

◇都市建設課長（高橋 茂君） 西で、幅員は6メートルあります。そこで200メートルぐらいの区間を補修するという予定なのですけれども、1本西の南北の道かなということで、すみません。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

健康福祉課長。

[健康福祉課長 岩谷孝司君発言]

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 先ほどの小林議員さんのご質問にお答えします。

先ほどの障害児の相談事業なのですけれども、今約20人が40人に増えているということになります。すみませんでした。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第50号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第51号 令和3年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第52号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第53号 令和3年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第54号 令和3年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 28 議案第 55 号 工事請負契約の締結について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 28、議案第 55 号 工事請負契約の締結について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 55 号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

玉村町クリーンセンター年次整備工事につきましては、8月11日に随意契約見積り開札を行った結果、東京都港区芝浦3丁目9番1号、株式会社タクマ東京支社支社長、丸太元太が、消費税込み1億670万円で落札し、8月18日に同社と仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の内容は、クリーンセンターの安全かつ安定的な焼却運転を行うため、焼却炉をはじめとする傷みの激しい設備等の整備を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 契約方法が随意契約になっているのですけれども、たしかタクマに頼む以外に方法はないのかなとは思いますが、随意契約にしたその理由を教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

今回の大規模な工事につきましては、焼却施設の焼却炉内耐火物の補修、あとは炉の火格子交換、

あとは吸じん装置の部品交換とコンベヤーの整備という形になっております。こちらは、全てタクマのほうで平成2年のときに設置したものでございますし、特に焼却炉の部品関係につきましては、他社からは供給が受けられないと、また焼却炉の耐火物につきましてもいろいろな設計値を基に計算しているというところで、これをただ単に補修した場合には、焼却炉の発生するガスの性状であるとか燃え方、その他等で影響が出てしまうものでございます。そういったことも鑑みながら、結局のところ設置業者であるタクマのほうにお願いをするのが安定燃焼に役立つのであろうということで、随意契約でお願いをしているところでございます。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第29 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（三友美恵子君） 日程第29、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成30年11月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております内田元光様におかれましては、この10月31日に任期が満了となります。本案は、その後任者を選任するため提案さ

せていただくものでございますが、これまでの経験等を考慮し、引き続き内田様を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

内田様におかれましては、人格はもちろんのこと、区長などを歴任され、知識が豊富で、適任者であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



○日程第30 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（三友美恵子君） 日程第30、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

意見第2号で推薦させていただきました町田由子氏におかれましては、関根和代氏が令和3年12月末日で退任することから、後任として推薦を考えております。

町田氏は、玉村町においてガールスカウト群馬県第67団の代表としての活動経験もあり、人格識

見高く、地域の信望も厚く、人権擁護委員として適任と考えましたので、推薦するものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

◇

○散 会

◇議長（三友美恵子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日9月2日（木曜日）は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午前11時47分散会